

| 旧ルール | 改定後ルール |
|---|---|
| <p>第96条(オーバーウエイト)</p> <p>2 双方または一方のボクサーが前項に定めるウエイトを超過し(オーバーウエイト)もしくはこれに著しく不足した場合(ウエイト不足)、当該ボクサーに対して第94条3項に定める計量の後、2時間の猶予が与えられる。当該ボクサーは、この間にウエイトを調整し、何回でも計量することができる。</p> <p>3 前項の規定により猶予を与えられたボクサーが前項の時間内に計量に合格することができなかった場合、当該ボクサーは計量失格となる。</p> | <p>第96条(オーバーウエイト・ウエイト不足)</p> <p>2 第94条3項に定める計量(公式計量)において、ボクサーの体重が契約体重の3%以上超過した場合、当該ボクサーは計量失格となり試合に出場することはできない(試合中止)ものとする。</p> <p>3 公式計量において、双方または一方のボクサーの体重が契約体重の3%未満超過し、もしくは著しく不足した場合(ウエイト不足)、当該ボクサーに対して公式計量後2時間の猶予を与え、この間に何回でも計量することができる。</p> <p>4 前項の規定により猶予を与えられたボクサーが前項の時間内に計量に合格することができなかった場合、当該ボクサーは計量失格となる。</p> <p>ただし、計量失格となったボクサーの試合出場の可否、ペナルティー及び処分に関する内容は、別途定める「オーバーウエイトに関する規定」に基づき決定される。</p> |